

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成30年3月5日)

○ 中村久雄委員長

それでは、皆さん、おはようございます。

想定外の4日目に突入しました。

まず、きょうは、先週3月2日に確認いただいたとおり、エコパートナー委託事業の答弁修正に係る今後の審査について取り進めることにします。

まずは、環境部に係る所管事務調査として、ごみ手数料の減免についてを取り扱いたいと思います。資料についてはお手元に配付するとともに、会議用システムにアップロードしております。よろしく申し上げます。

また、その後、この所管事務調査を受けて、再審査を実施するかどうかをお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、環境部のほうから追加資料の説明とともにお願いいたします。

傍聴の方、1人入られておりますので、申し添えておきます。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元のほうにお配りさせていただいておりますごみ処理手数料の減免についてという資料を見ていただけますでしょうか。

減免に関しましては、1から7の中で運用のほうをさせていただいております。まず1番、家庭系の一般廃棄物であって市民が直接搬入する場合、これは、月曜日から土曜日まで、四日市市クリーンセンターのほう、開場しておりますもので、市民の皆さんがご自宅からごみを持ち込まれる場合、1回当たり350kgについてはごみ処理手数料をいただいております。

続きまして、2番、市の事業活動に伴って排出された一般廃棄物であって、市の職員が直接搬入する場合、これは、例えばでございますが、市道にごみが散乱しておった場合に、市の職員が直接片づけて持ってくる場合がございます。そういった場合につきましては手数料のほうはいただいております。

続きまして、3番でございます。自治会等が管理する施設で活動し、その活動に伴って排出される一般廃棄物をみずから直接搬入する場合、これは、例えば自治会総会とかやら

れた場合に、やはりごみとかが出たりすると思います。そういった場合に、直接持ち込まれる場合については手数料のほうをいただいております。

4番、自治会等が地域住民等との協同作業により排出される一般廃棄物であって、自治会等が直接搬入する場合、ここの例にも書かせていただいておりますが、夏まつりでありますとか文化祭とか、地域の文化祭などで出たごみで市のほうで受け入れることができるごみにつきましては手数料はいただいております。

続きまして、5番、台風、水害、火災などの被害などにより排出された一般廃棄物を搬入される場合、これにつきましては、例えばよくあるのは火災になりますが、火災の場合、罹災証明が出る形になりますので、実際に市の職員がその現場へ赴きまして、罹災された方と調整しながら、この範囲のごみであれば受け入れることができるという調整をした上でごみのほうを搬入いただいております。その際は免除をさせていただきます。

6番で、不法投棄物で不法投棄された土地の所有者や使用者が撤去した場合、これにつきましては、不法投棄ですと、特に大物といいますか、大量に捨てられた場合は、警察との連携とかを図った上で、当然、市の職員、産廃の場合であれば県の職員とみんな連携して、現場確認をしながら、特に不法投棄の投棄者が誰かわからない場合につきましては、市のほうにごみを搬入していただいております。

7番、側溝、水路、道路等公共的な場所、施設において、自治会等が奉仕作業として行う清掃活動に伴う場合、いわゆる町内清掃と呼ばれるものでありますが、これにつきましては、市のほうへ直接搬入いただく場合は無料というふうにさせていただきます。

説明については以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、委員の皆さんからご質問をお願いいたします。ありましたら。

○ 三木 隆委員

2番の市の職員が直接搬入する場合というのは、今回問題になっておる吉崎海岸のボランティア活動をしておる人が、これは職員と呼ばないわけでしょう。それと、公園の草刈りとか、あの辺のボランティアというんか、シルバーですね。あの方も職員とは呼ばないということを確認したいんですが。

○ 伊藤生活環境課長

吉崎海岸で清掃されておられる方、あと、公園を除草、草刈り等されている方につきましては、もちろん市の職員ではございません。ただ、我々の考え方といたしましては、7番のほうで公共的な場所、奉仕活動で奉仕作業として清掃活動をする場合、この規定に基づきまして、手数料のほうは発生しないというふうに考えております。

○ 三木 隆委員

いや、それはちょっとおかしくて、自治会等と奉仕活動とは委託業務は違うでしょう。だから、考え方がちょっとおかしいんじゃないですか。

○ 市川環境保全課長

吉崎海岸の清掃、除草等の業務委託の内容といたしましては、まず、市民協働による清掃活動を促進するための事務、例えば、参加の呼びかけとか、参加者への受付や消耗品等の配付、また、環境学習の企画、運営とか実施を担っていただいております。そのようなことから、市民協働の清掃活動を促進するための事務であるという位置づけで今回委託をさせていただいておりますので、あくまでも海岸漂着物のごみ等に関しましては、ボランティアによって地域の方々が参加をいただいておりますというごみ扱いになりますので、7番というところで減免というところで今回処理をさせていただいております。

○ 三木 隆委員

それは7番で処理しておるということは、減免対象になっているという考え方でよろしいですね。

○ 伊藤生活環境課長

減免対象というふうに現在させていただいております。

○ 三木 隆委員

そうしたら、委託料の中にごみの処分料が入っているとされたことが間違いということ

とですか。

○ 伊藤生活環境課長

それに関しましては、前回のときにご迷惑をおかけしておりますが、そういった形でございます。手数料が入っておったという部分については私の認識間違いということで、申しわけございませんでした。

○ 中村久雄委員長

それは答弁修正があったものですね。

○ 川村幸康委員

いや、俺らも言いたないし、こんなこと、やりたくないやけど、こざかしい言いわけをすると、何やって言いたなるで。つじつまが合うてないやんけ。今ので合うておると思うておるの。業務委託しておるわけやろう。自然発生的に自治会とか自分のところの住んでおる属地、属地に住んでいたところを共同でみんな使っていて、汚れが出てきたのを清掃活動して集めるということと、みずからが進んで、まず初めはボランティア事業で海岸清掃しておったわけや。そこへ市が委託業務を乗っかけたわけや。市がせなあかん業務をこの人らにしてもらうておる。業務委託やないか。そんなこと言い出したら、介護保険の制度でやっておるやつやら、シルバーのやつやら、全部含めて無料やで。違うやろう、考え方が。だから、そこを自分らの守備範疇だけを曖昧でうやむやにするもんでこんなになるのやんか。何、土日挟んでわけわからん言いわけだけ考えてくるのや。おかしいこと言うたらあかんというのに。つじつまが合わへんやん。自分のやっておる吉崎海岸のだけつじつまを合わせただけやから、ほかは合わへんやんけ。

委員長、よろしい。それやで、やっぱり公園除草に係ることも含めて、他の部局に全部あるのや。学校の残菜、どうするの。そうやろう。それから、ボランティアで刈っておる公園の掃除してくれておる人、おるやん。それから、自分のところの家も刈ったり、いろんなことをしてはるの、收拾がつかんようになるよ、これから。このところの範疇を崩すと。そうやろう。だから、最初の伊藤さんが答えておったのが正しかったんと違うか。入りと出を分けるのは。そうやろう。それ、除いてもらうてみ。何にもできへんで、これから。だから、井上哲夫さんのときに変えたんやでさ、やり方を。反省せいよ、ちょっと。

こんなん、今もめておるとあれやで、もう一遍、ほかの部局全部トータルで、これの事業に関しては複数の分科会にわたるんやで、全体会送りにして、全体会の中で一遍トータルのどようになっておるのやと、ごみの処理の手数料は。それを、福祉のほうは金を取っておると言うておったし、学校も取っておると言うておったし、あれでも公で出るやつやでな、ごみでも。学校の庭木剪定でも取っておるんやで、全部。ここやと、今度は取らんとするんやろう。おかしなこと言い出したらあかんわ。だから、俺らも怒りたくないんやけど、土日挟んでこんな言いわけだけ考えてきておったんではあかんわ。全体会送りにしろよ、こんなもの。話にならんわ。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

当初から議論があったように、本当に委託か補助なのかというところで考え方が変わってきて、今回の今の環境部の答弁は、エコパートナー、吉崎海岸の清掃業務にあつては環境啓発を委託しておると、ごみ処理は地元の人やという考え方で今回答弁いただいたわけですけれども、その辺がほかの部局となかなか整合性がとれないので、全体会送りで、全体会で審査すべきというふうな意見をいただいたというふうに認識しております。

今は所管事務調査なので……。

○ 川村幸康委員

後でまた提案します。

○ 伊藤修一委員

質疑をさせてもらおうかな。

それで、結局、生活環境課の課長さんは、思い込んで発言をしておったということをおっしゃるんやけど、思い込んだということは、本来取るべきやったという、そこまでは自分も思うておるのやけど、いやいや、違うんやないかという、その思い込みの違いは何で出てきたんかということを見ると、このごみの減免制度に当てはまっていないから、そういうふうなことを自分たちの守備範囲、生活環境課の守備範囲に当てはまっていないから、そういうふうに思い込んでしもうたという、私らはそうやってしかとれやんのやけどね。

じゃ、そうしたら、環境保全課が業務委託しておる仕様書を見ると、その内容のところには、結局、年2回程度の除草と月1回程度の清掃等の活動を行うことと、こういう業務委託になっておるわけや。今、環境保全課の課長さんが言われるのは、いやいや、事務委託で、事務を委託しておるって。そうすると、ここの業務委託の仕様書と、これはちょっと矛盾が出ておらへんかと思うのやけど、ここはちゃんと説明責任を果たしてもらいたいと思うんやけど、どうなんでしょう。

○ 中村久雄委員長

答弁よろしいでしょうか。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課、伊藤でございます。

まず、仕様書のほうから、ちょっと私のほうから説明をさせていただきたいと思いが……。

○ 中村久雄委員長

仕様書、よろしいですか。

○ 伊藤生活環境課長

済みません。私のほうで勘違いのもとになった点についてご説明を申し上げます。

きょうお配りした減免の7番で、自治会等が奉仕作業として行う清掃活動、この部分に吉崎海岸の清掃活動が該当するというふうなことで手数料が発生していなかったということでございます。私が認識を間違えるに至った部分につきましては、通常のコストであれば、当然、業者に委託しておるものですから、ごみ処理手数料が発生するというふうに考えましたもので、この仕様書の中身等を見ていくと、若干そごが生じておりまして、実態はやはり自治会等が奉仕作業を行う清掃活動であるというふうを確認ができたもので、こちらのほうで運用しておるといふ状況でございます。

○ 市川環境保全課長

ちょっと補足的に仕様書の中身をご説明させていただきます。

タブレット端末の05都市・環境常任委員会、12の平成30年2月定例会月議会、13の追加配付、環境部、吉崎海岸除草・清掃についてというタブレット端末をお開きください。これ、先日、紙で委員の皆様には配付させていただいた資料でございますけれども、その20分の4ページをごらんください。

この仕様書の中についてございます積算表の内訳でございます。例えば人件費につきましては、先ほど私がちょっとお話をさせていただいた清掃に関しまして、時間当たり1000円掛ける2時間の12日というのは、月に1回ずつですので、年12回という意味でございます。掛ける2人となってございます。そういった意味から、私が申しました事務的な支援、補助、コーディネートという意味合いで、2人の方に支援をしていただき、ボランティアに関しましては町内の方皆様にご参加をいただいて、地域清掃としていただいております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

傍聴の方2名、今、入室されておりますので、申し添えておきます。

○ 伊藤修一委員

その環境保全課さんの人件費の分け方やけれども、清掃、除草と、それから事務という部分があるわけやで、そうしたら、事務を委託しておるんやったら、当然、事務のほうでそれらを吸収して、その項目に割ることはなかったんじゃない。こういう割り方をすると、その人たちも、結局、清掃や除草活動に参加はしているわけだから、当然、その活動の人件費としてみなすというふうなことで、それ、誰が見てもそうやって思ってしまうに。結局、そういうふうなところでいけば、海岸整備費のほうでいろんなものを、機械を借りたり何やらしたりしておるといったら、ここへ運搬代とかって書いてあるので、そうしたら、そこへ何で処理費が載っていないのかなと、普通はそうやって思ってしまうわけやから、その業務委託自体が、これ、どうなんやという、委託の出し方自体もきちっと透明性のあるような形で、私たちはこう思っておるけれども、実態と違っておったら、それをやっぱり実態に合った業務委託に直してもらわなあかん用事があると思うよ。

そういう部分を見ていかないと、結局、減免と用事というのは、やっぱり業務委託は連動しておるもんで、ちぎって切り離して考えることはとっても難しいと思うんやわね。だ

から、逆に、住民の人と自治会の人と、そういうふうに明確に分けりゃいいのと違う。この清掃に来ておる人たちは、楠町のどこどこの自治会員というふうに限定されてなくて、オール四日市からも来ておる場合があらへんの。そういう実態があれば、単に自治会というふうに限定して、その人たちの活動というふうなことにはならんのと違うやろうか。いろんなところにちょっと矛盾があらへんかなと思うんやけど、そこらをやっぱりもうちょっと整理してもらえやんかな。

○ 市川環境保全課長

今、伊藤委員からご指摘をいただいた折、仕様書に関しましては、非常に不明確でわかりにくいような誤解を招くような仕様になってございますので、平成30年度委託する事業内容につきましては、そのあたりを誰もがわかるような仕様の内容に変えて委託をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○ 伊藤修一委員

もう一つ、住民というのは、100%住民というふうに限定できるの。いわゆる自治会の活動というふうなことを固定できるのかどうか。オール四日市の人に含まれてこうへんのかという。

○ 市川環境保全課長

おっしゃるとおり、やはり吉崎海岸の清掃というのは、四日市唯一の自然海岸でもございますので、地域の住民の皆様が中心ではございますけれども、広く呼びかけてもいただいておりますということから、市内の方も参加いただいて、海岸漂着物等、除草も含めまして、清掃活動に参加をしていただいておりますということだと思います。

○ 伊藤修一委員

そうしたら、自治会の方の業務というふうに限定はできないということでもいいの、この委託事業は。オール四日市の不特定多数の人がここへ参加して、不特定多数の人が、だから、来る人、来ん人、いつも固定した人がおれば、確かに地域住民の自治会の活動ですねって、そうはつきりわかるんやけれども、不特定多数の人が混じっておったら、来る人、来ん人、毎回変わるわけやし、広く呼びかけてくださいという声をかけておるんやったら、

当然、自治会に限定した活動ではないのと違うの。

○ 中村久雄委員長

答弁よろしいですか。

○ 伊藤生活環境課長

7番に自治会等というふうな形で書かせていただいておりますが、自治会に限定するというものではありませんもので、全く自治会の人を中心になっていないような状況の中で行っておるものでは、自治会を構成されるような方が中心となって、こういった奉仕活動を行うということであれば、7番に該当するというふうには考えております。

○ 伊藤修一委員

実態は私はわからないので、広く呼びかけていくというのは、オール四日市の人にたくさんたくさん来てくださってというふうに呼びかけていくんやったら、当然、限定された人ではないのと違うかということをお聞きしておるわけ。

○ 伊藤生活環境課長

100%地域の人だけという形にはなっていないというふうには考えておりますが、ただ、それを行う方が地域の方が中心となっているというふうには考えております。

○ 伊藤修一委員

地域の方がそういうふうなボランティアの団体に入っておれば等とみなすということなの、そうするとね。そういう定義づけで理解していい。だから、ほかのところでも一緒に。だから、吉崎以外のところでも、その人が入っておったら等とみなすというのは市の考え方ということ。

○ 伊藤生活環境課長

何%の方がその中に入っておるかという明確な基準はありませんけれども、そのグループの中に自治会の方が大半を占めるということであれば、自治会等の中に考えさせていただいております。

○ 伊藤修一委員

パーセントは関係ないとしても、じゃ、等という中には、別にそういうふうな単なる単一自治会ではなくて、住民のそういうボランティア活動、そういうボランティア活動の中に自治会の人が1人でも2人でもかんでおれば、これからは等なんやと、そういうことでいいんですね。

○ 伊藤生活環境課長

この奉仕活動自体が、もともとは自治会の活動であったというふうに一番最初聞いておりましたもので、我々がやり始めたといいますか、お受けをする話になった時点で、自治会等が中心になってこの活動が始まっていたというふうに聞いておりましたもので、ボランティアさん全体の中に数人入っておるから、それをよしとして7番を適用するというふうな意味合いではなく、もともとは自治会の方が中心となった中に、そういった奉仕活動に賛同していただける方が入ってきていただいたというふうに考えておりますので、やはりまずは中心となって活動をされていたのが自治会の方であるというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

細かい話になってしまったけれども、生活環境課がつくった1番から7番の減免には、いろんなところに等、等、等、等というのがいっぱい書いてある。それは、自分たちの都合のええときにはそうやって過去の歴史って言われるかわからんけれども、等というのは余りにも恣意的で、その都度、その都度、行政が判断して考えるということでは非常にわかりにくいんやわね。

4番の自治会等が地域住民等と、等、等と書いてある。等、等やに。これは協同作業というけど、協同っていったら、何でも協同さ。福祉でも協同や、人助けとか高齢者のところに助けに行くのも協同作業ですわね、市民協働やで。全部、等、等、等で解釈したら、全部、減免してくれるということで理解していいんですか。

○ 伊藤生活環境課長

この4番につきましては、最初の説明で申し上げましたように、夏まつりでありますと

か文化祭で、例えば小学校で文化祭をやる場合であれば、地域住民が基本、その活動の中心となって活動を行う。それを地域の方々みんなで協同作業によって運営をされる。その結果として出てくる一般廃棄物についてはというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

その考えておる例というのが、ここに例って書いてあるで、読めば私らもわかるんやけれども、さっきから言うておるように、等、等、等と言ひ出したら、もうそういうふうに幅が広くて、行政に一つ一つ尋ねやんことには、地域の人や、それから自治会も、そして、住民の人や私らも理解ができないということが起こってくるので、一回きちっとそういうふうなことを整理する必要があるんと違うかということ指摘したいと思うのやけど。

○ 伊藤生活環境課長

委員ご指摘の部分の精査といいますか、整理といいますか、それについては一度十分させていただきたいと思ひます。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 中森慎二委員

ちょっと問題を整理すると、平成29年度までのエコパートナー委託事業、吉崎海岸の清掃事業についての契約内容は、刈り取った草、刈り取ったごみのクリーンセンターへの持ち込み、焼却費用については委託事業の費用としては含まれていないと、これは事実なんですね。その根拠たるものが、きょう、資料として出されたごみ処理手数料の減免についての7番を適用しているから含めていないんだということなわけです。

この仕様書の正確性、ちょっと欠ける表現だとかということの見直しはしてもらおうということなので、それはそれでお願いしたいと思うんだけど、川村さんがおっしゃった、ほかの部局のごみ処理費用がどうなっているのかということとこのこと、少し分けて、切り離して、委託事業としては、7番を適用しているから委託費に含まれていないんだと。だから、含まれているのにただで燃やしているのではないということなので、整合性はとられているというふうに思うんです。

ただ、7番の解釈が適切かどうかは、伊藤さんがおっしゃった部分も含めての課題はあると思うんですけれども、そのこのところ、よくちょっと整理をしていただく必要があって、もし今後、平成30年度の契約上、7番の適用が不適切だと思われるんなら、委託費用にクリーンセンターの焼却費を含めて契約すればいいだけの話だと私は思うんですね。これはちょっと今後の課題はあると思うんですけれども、そのことと、川村さんおっしゃった他部局のごみ処理のクリーンセンターの、有償では燃やしているものがあるとするならば、それがクリーンセンターの収入に影響しているわけなので、クリーンセンターの歳入の部分で市内において不平等があるんじゃないかと、整合がとれていないんじゃないかと、こういう分については一度検証する必要はあるのかなということをおもいます。

以上です。もし私の言っていることが違っておるなら、ちょっと何かフォローがあったら言うてください。

○ 川北環境部長

非常に本当にお時間をいただいて、まことに申しわけございません。

今、中森委員のほうがとてもきれいにという言い方は変なんですけれども、上手にまとめていただいたとおりに思います。一つについて、吉崎海岸の清掃委託でごみ処理手数料をいただくかいただかないか、それについては7番を適用させていただくということで、ごみ処理手数料をいただかないと。その一方で、市全体につきましての今現状の、川村委員のほうからご指摘いただいたところで、そご、あるいは不整合があるんじゃないかということとあわせて、これはせんだってのこの場でも私のほうから答弁させていただいたつもりではあるんですけれども、総合事業も含めて新しい施策がどんどん出てくる中で、ごみ処理手数料をどうやってしていくのが適正なのかということについてということやと思います。特に今後の部分につきましては、今後しっかりと関係部局と議論、協議をして、一定方向の方針を出していきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

見ておって思ったんやけど、そうしたら、出席カードってあるやん。予算委員会が始まるのに、出席カードを一遍出して。これ、みんなの名前が書いてあるわけやろう。

それから、保険契約はどういう保険契約がしてあるのか。

それと、もう一つ、集団回収を5年ぐらい前に問題にして、名称も変更したし、それから、課題のところは直したと思うんですわ。それからいくと、これ、合わんよ。これ、いつつくったか知らんけど、ごみの減免の手数料。俺が見たときはなかったんや、こんなん。3年か4年前にはなかった、この手数料の。こんな減免やそんなんあるのって聞いたら、ないって言った。須藤部長のとき。それは何かといたら、集団回収をして、汚れておると、4円はどんと金を持っていくけれども、商品を売ったらマイナスやったというのがあったんやな。汚いとかそろえていないとか汚れておるもの、何でもええで、ただ量さえ集めればええとって、キロ4円で集団回収、事業者が引き取っていくという名のもとに、市は4円でお金を50万円とか60万円払っておる自治会があったんやけど、実際にその集団回収のごみは逆ざやで、100万円ぐらい市が払わなあかんぐらいにマイナスのやつがあったんやわな。

それはおかしいやないかと。そんなんやったら、そんなんはごみを放っておるのやで、集団回収の名のもとに、おかしいんと違うの。そんなん、それでもお金を払っておるし、そうしたら、それでいったら、減免の措置とかそんなんもあるのかと、そういうおかしいことをやったときはと。ごみに燃やすんやで、こっちがとりに行くんやでって。それを言うたときには、いやいや、そんな規定はありませんと言ったよ、あのとき。だから、俺、不思議やなと思っておるのさ。

だから、これは、今回問題になってつくったなと思っておるの。それまでは伊藤さんが答えておったとおりにやった。その汚いごみを、そんなんやったら、市のところで燃やしたら、業者に金を払わんでも済むやないかと言ったんやわ。そうしたら、それも手数料はうちがもらわなあかんでと言ったんやで、だから、全然言うておることがころころ変わっておるで、だから、あのとき、そうやったやろう。覚えよらへん。おったやろう。だから、全然三、四年前に言うておることと違うんやもん。集団回収の逆ざやの問題を指摘したんやさ、あのとき。そうやろう。逆ざやの話、したやろう、俺が。そのときに、集めりゃええといっても、どんどん汚いごみも集めてきて、それで市は補助金を出しておったんやさ、キロ4円で幾らか。やけれども、それ、廃棄物としてとってもらおうと思ったら、業者が今度、逆に金をもらわなあかんというような実態があったもんで、おかしいと俺は言ったんやで、あのときに。そんなら、それはもう市が燃やしたらどうなんやと言ったら、業者に渡さんと。そうしたら、それは減免の、市は全部入れておるのは金をもろうておると言

ったもん。それはそうやわな。事業系で出してきた場合と集団廃棄物、わからへんでな、どこでやったんかが。

だから、やっぱりちょっと小手先でうやむやにして、この場だけ乗り越えようと思って、こんなん書いてきたりなんかすると、後で大きく四日市の行政をゆがめることになるので、一遍ちゃんとやりなよ。俺、別に何か叱ろうと思うて言うておるのと違うんやで。ちょっとこの辺の、この委員会だけの議論と思って、環境部で考えて乗り越えようとする、市全体としての行政をゆがめると言うておるだけやで。そんなんやったら、前の集団資源回収の四、五千万円の金のと一緒やで、これ。矛盾を矛盾で包み隠そうとすると。だから、俺は、やっぱりこれは今回、伊藤さんが言うておったことが正しいというのを柱にしてやっていかんと、これも委員会で終わっていくんや。伊藤さんの答弁が勘違いしておったという話でいってしまうと、もうずーっと説明しておるとき、今までの環境部の説明と違うんやもん。だから言うんやで。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

資料、二つ出ました。出席カード、保険のこと、対応できますか。

○ 市川環境保全課長

出席カードにつきましては、代表的なものの写しでよろしかったでしょうか。

○ 川村幸康委員

さっきの議論を聞いておると、市民と地域等って言うておるけど、役所の業務委託には幅広くと言うておるのに、矛盾しておるっていうのは伊藤さんも言われておったのと一緒なんやけど、そうやけど、業務委託の内容の中には、出席した人がわかるようにということも書いてあるわけや。だで、出席カードはつくっておるわけやろう。そうしたら、別に楠以外の人も来ておるわけやろう、どうせ。違うの。さっき楠の人だけやみたいなこと言うておったけどさ、自治会の人だけやって。楠町にこれは出しておるんやろう、まちづくりに、楠町の。だけど、違うわけやろう。そうすると、7番には該当せんということになっていかんと、たくさんの人たちが、私のところや中森さんのところでも、城山公園とか里山団地のあれの作業をしておるのなんかでも、ごみが出たときにどうしておるのといっ

たときに、あれ、まちづくりでやっておるけど、お金を払って燃やしておるぜ。処分してもらっておるぜ。払っておるよ。

そうすると、極端な話、自分の山も含めて清掃活動をボランティアでしたときのごみなんかも、これから市はただで放らさせてくれるのかという話やけど、そうすると、それはそうはならんやろう。今お金取っておるやん。だから、今この場で楽しようと思って答弁を手っとり早く放送しておると、これから市民が里山制度以外のところの芝刈りやあんなん行ったって、出たごみやあれを処分してもらえるのかどうなのかさ。そうやろう。植木屋さんにあれしておると、お金取っておるやん。そうやろう。植木屋さんか里山かわからへんで。だから、原則取りましょうという話になったはずなんやで。

だから、そこらのセキュリティーも今度飛び越えていくでな、これをやると。だからそうしたという話でずーっと通しておったのに、急に今の答弁、この吉崎海岸のやつだけはややそれをすり抜けて、あたかもこれが前々から存在しておったかのように言うておる。前々から存在していないやろう、こんなもの。そんなんやったら、あのとき何で集団回収のとき、こんなものがありますって言わなんだんや。そんなんやったら、集団回収で逆ざやになったときに、ごみを清掃工場で燃やしたらよかったんや。業者に逆ざやで40万円も50万円も払わんとさ。そうやろう。そんなんやったら、清掃工場で燃やしたら、4円払うだけで、逆有償の部分のところは逆に払うておったやつ、払わんでもええだけの話やったのに、そのときはないって言ったで、あなたら。

○ 中村久雄委員長

済みません。まず、出席カードと保険のコピーは準備できる。

○ 市川環境保全課長

出席カードは、今、川村委員がおっしゃったように、地区内が何名、地区外がというまとめた一覧表のようなものでよろしいでしょうか。結構何百枚というふうになるんで、全てコピーをつけると大変な枚数になりますので、整理した資料と、あと、保険のものに関しては写しというところでもよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

だから、1500人ぐらいが参加しておるわけや、これ。その内訳がわかればええんやか

らな。わかるやろう、これ。出席カードがあるのやで。

○ 中村久雄委員長

それは予算委員会、きょうじゃなくて……。

○ 川村幸康委員

いや、きょうじゃなくてもいいです。一遍検証して。

○ 市川環境保全課長

出席カード、確認して、一覧表のような形でまとめさせていただきます。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

あと、集団回収のところの話が出ました。その辺の答弁。

○ 伊藤生活環境課長

減免の内規ではございますが、それはございますので、それを資料として出させていた
だきたいと思います。ちなみに、内規そのものは平成元年からですが、それ以前の段階で
減免の基準が昭和56年からあったということで、内規のほうには記載しております。あと、
集団回収に関するという意味合いでなくて、ごめんなさい、今のはごみ処理手数料に関す
る内規でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 中森慎二委員

今のと関連して、平成元年にできた内規は、きょう出されたごみ処理手数料の減免につ
いてと、これを全部網羅されているわけやね。じゃ、それを出せばいいだけやないか。

○ 伊藤生活環境課長

網羅しておりまして、この内規について改めて出させていただきます。

○ 中森慎二委員

僕、これ、根拠は何か聞こうと思っておった話やから、根拠は何だったのかというのね。それを、内規をコピーして出してきてもらえば、もう何も話、説明する必要もないし、川村さんもわかっておる話やもんね、それやったら。その辺、ちょっとよう考えなあかんよ、理事者のほうも。

○ 伊藤修一委員

それ、今すぐに出せるの。

○ 中村久雄委員長

その資料はすぐ出てくるんですか。

○ 伊藤修一委員

ちょっと休憩して待ったらどうや。

○ 中村久雄委員長

コピーで、はい。

そうしたら、ちょっとここで休憩させていただいて、準備願えますか。

○ 中村久雄委員長

一旦休憩に入ります。再開は55分。

10 : 42 休憩

10 : 52 再開

○ 中村久雄委員長

それでは、再開します。

新たに処理手数料に関する内規の資料が提出されました。この資料について何かコメント、読んだらわかるみたいなものですが、

○ 伊藤生活環境課長

内規をただいまお手元のほうにお配りしたところでございます。この内規の裏面、別表という形で、ごみとして減免事由を1から7という形で書かせていただきまして、冒頭提出いたしました資料の中で3を二つに割っておりまして、あと、7につきましては私が特に認める場合ということでしたので、削除をした上で資料を出させていただいております。説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご質疑ございましたら。

○ 伊藤修一委員

上記のほか、生活環境課長が特に必要と認めるものって何で削除するの。委員会の資料やで。またそれ、自分で判断した。恣意的に判断した。そこがおかしいと言われておると違うの。

○ 伊藤生活環境課長

申しわけございません。資料として、資料を作成する上での判断として削除させていただきました。申しわけございませんでした。

○ 中村久雄委員長

どんな判断です。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

ちょっと真面目に聞いて。済みません、静粛に。

○ 諸岡 党委員

真面目に聞きたいけど、今の答弁で、資料を出すに当たっての判断ですって言われたけど、どんな判断をされてあえて削ったんですか。

○ 伊藤生活環境課長

この7番以外、1から6までの間で実際運用しておりまして、7番に関しましては、ここ何年もこういった生活環境課長として判断して減免したものはありませんでしたもので、申しわけございませんが、削除させていただきました。

○ 諸岡 党委員

何年かにわたって使われていない条項だから削ったって言うけれども、それって一般的な物の考え方なんですか。市役所というのは、委員会に出す資料というのは、一々、これはこの10年使っていない条項だから削っておこうって、毎回そうやって削るんですか。余り聞いたことない判断基準なんですけど。

○ 伊藤生活環境課長

私どものほうで、まことに申しわけないと思うんですけど、そういった形で判断をさせていただきました。申しわけございませんでした。

○ 諸岡 党委員

いや、申しわけないかどうかって、それは一般的な判断基準なんですかというの。一般的なのか、かなり特例なのか。

○ 伊藤生活環境課長

特殊な事情、特例的だと、私、申しわけございません、恐らく特例的な部分だと思います。

○ 諸岡 党委員

まあ、いいですわ。

○ 伊藤修一委員

いや、私が言うておるのは、きちっとやっぱり出さなあかんことはせなあかんと思うし、そういう特に必要があるものか判断せなあかん状況があったら、当然、判断せなあかんと思うんや。判断の結果どうやったということをいろんな人に返すという、こういうことでおたくはだめですよとか、おたくは丸ですよとか、そういう判断をやらなあかんのに、1から6以外の事象も当然出てくる場合があるから書いておかなあかんし、言わなあかんし、判断もせなあかんと思うのや。

だから、平成元年につくったこの減免表は正しいかどうかというのも、これは逆にいえば、委員会にとっては不信もあるで。だけど、もともとそういう勘違いとか間違いとか錯誤があったとか、そこから始まっておる話やで、理事者に対する不信をこの委員会は持つておるとい、大きなそういうふうなことをやっぱりきちっと頭の中に入れて、そういうふうなことも発言してもらいたいし、今後、やっぱりそういう対応をしていってほしいなと思います。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 川村幸康委員

最初からこれを出してもらったら、そんなにあれもあったけど、でも、これでも一つ言くと、平成元年やろう。そうすると、直送班がなくなってからもう何年になるんやということを見ると、見直さなあかんや。そうやろう。どれ、見直さなあかんか、わかっておる。ここで言うたら。

○ 伊藤生活環境課長

今現在、問題になっておりますのが、内規でいいますところの6番については委託をしますというか、委託をする場合に持っていった先で手数料を取っていない、発生させていないという、この6番について大きく検討する必要があるというふうに考えております。

○ 川村幸康委員

そうやな。6と、あと2もな。市の職員が直接って、直搬がなくなったんやで、もう。直接搬入はしておるか知らんけど、ごみを直接市の職員が搬入するというのはあらへんやん。前やと直搬で集めてくれる業務委託じゃなくて、市が直接やっておったやん。道路のごみにしてもさ、直送班が。だけど、それはもう平成何年かになくなったやろう。違うか。

○ 伊藤生活環境課長

川村委員おっしゃられるように、直送班、直営で收拾をするような班というのは、例えば道路整備課のほうではなくなっておるといのは聞いております。ただ、実際には、それぞれの今、道路整備課における職員が直接緊急の場合、出向いて集め、その後、市の施設のほうへ運んでいる場合があるというふうには確認はしておりますもので、そういった部分においては、この2の規定はあってもよいというふうには考えております。

○ 川村幸康委員

ここでそんな議論はしたないけど、でも、要は、仕組みは変わったんやで、減免制度はあっても。それやで、やっぱり見直すべきところは見直さなあかんし、特に里山整備やあんなことをし出してからは、どう分けるのかとか、それから、四、五年前に集団回収を見直してから、事業系のごみが集団回収に出されるときやり方はどういうふうな物の考え方でやるのやといったときに、減免するのかどうかというのを考えておかなあかんわな、これ。そうやろう。だから、それはやっぱり常にそういうことを考えながらやらんとあかんわけやで。

これ以外にごみはようけあるやん、他部局な。福祉やら、それに当てはめるとどうなるのという、全く守備範囲が引かれてないで、これは、今までの守備範囲の引き方はやっぱり、もうこれ以外は業務委託か別業に請け負ってやってもらうんやで、全てもらいますという判断やったんやでな。だから、立ち戻ると、吉崎の海岸のやつも業務委託しているんやで、業を委託しておるといことていくと、やっぱりこれは搬入のごみ代をもらわなあかん。減免したらあかんのや、これ。ここを崩してしまうと、四日市のごみ収集の他の事業系を含めて、自治会であったとしても、事業系が紛れ込むことがあったんだから、こういうふうにしてきておったんやで、そこはやっぱりきちっと考えなあかんわ。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。意見でよろしいですか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 中村久雄委員長

ほか。

○ 伊藤修一委員

さっきの減免の話は、今、生活環境だけの質疑しておるんやけど、ほかにも直営の部分で、今、シルバーさんに委託しておる都市整備部の質疑なんかは、どこの部分で質疑したらええんや。ここの減免のところで質疑したらええの。言うてもええの。

○ 中村久雄委員長

都市整備部のほうは、まだ全体会に送る項目を留保しています。そちらでシルバーさんに委託している部分のことを全体会でもっと議論してもらえたら、そちらで提案していただければいいかと思います。

○ 伊藤修一委員

そうすると、今、直営の話で、じゃ、クリーンセンターのほうの受け入れはどうなんやという質疑はできるの。

○ 中村久雄委員長

はい。

○ 伊藤修一委員

というと、結局、どうしても都市整備には話が一応頭の中に入っておるんやけれども、そうすると、結局、平成10年か平成元年かどこかからか、都市整備部が直営からシルバーさんの委託に変わっておるけれども、クリーンセンターのほうでは、その事実というのは

どういうふう認識しておったのかという。

○ 伊藤生活環境課長

おっしゃられる部分、至極もったも部分だと考えておりました、我々といたしましては、当然、市の直営という部分で搬入してくださいということで常々お願いをしておった部分がありますもので、基本的には市の職員が何らかの形で運ぶ、もしくはそういった形に準ずるような形といいますか、そういった形で運んでいただいておりますというふうな認識ではございました。

○ 伊藤修一委員

そんなパッカー車に四日市市なら四日市市って表札もついておるし、タイトルが、シルバーならシルバーというふうな、きちっとそういうあれもつけておるし、制服も、着ておる服装も、ユニフォームも全然違うわけやで、クリーンセンターの職員は、シルバーさんが持ってきたものやということを認識しておって徴収していなかったという、そういうふうな不作為が、瑕疵があるんと違うかという。

○ 伊藤生活環境課長

もともとのこの内規でいうと6番という意味合いで、町内清掃でありますとか、地域の方が出合いで公園等の除草、清掃をやられた場合については手数料は発生しないということで考えておりましたもので、現状においては手数料をいただいておりますという認識でございます。ですので、そういった形でクリーンセンターのほうも対応しておる状況でございます。

○ 伊藤修一委員

シルバーさんが直接、年に1回だけじかにごみをとったり枝打ちをしたり、結局、地域の人は、それ以外にそういうふうな活動をして、そこへ置いておいたやつをシルバーさんがとりに来てもらうという。だから、結局はシルバーさんにそういう委託をして、運んでもらっておるわけで、今の話やったら、シルバーさんはクリーンセンターまで持って行って、あと、そこへ置いていただけの話になって、処理料が発生していなかったら、結局、そこへ投棄していったみたいな話。それやったら、書類はどうなっておるかということ

ちゃんとただすのがクリーンセンターの用事と違うの。

○ 伊藤生活環境課長

委員おっしゃられるとおりの部分でございまして、本来、通常、我々が家庭とかでごみを出した場合に収集運搬業者、シルバーも含めてにはなりますけれども、そういった業者に頼んでごみをクリーンセンターに持っていってもらう場合については手数料は発生しております。ですので、そういった意味合いも考えながら、内規について大きく整理をしていきたいというふうには考えております。

○ 伊藤修一委員

私はいいほうにとるほうやけれども、シルバーさんも公益の法人やでね。悪いことをしておることは絶対ないと思うよ。けれども、ひょっとしたら、一部、自分のところの結局事業で回収したごみがそこへ混じっておってもわからへんわけや。何でかといったら、パッカー車は一つなんやで。パッカー車は、その日に空っぽにせんと、次の日、仕事ができんわけや。とすると、どこで何をいつ集めたかということがわからんと、ただ単にクリーンセンターへ持っていったら、そこへ置いておけばあとは処理してくれるというんやったら不法投棄と一緒にやし、それやし、市の事業かどうかもわからんごみも混じっておると違うかと、そのことのチェックまで必要やったんと違う。

○ 伊藤生活環境課長

委員おっしゃられるとおりでございまして、確かにほかの業と一緒に、性悪説とまでは言いませんけど、事業者のほうでそういった部分を混ぜてといいますか、パッカー車ですので、1回中へ入れちゃうと物がわからないという状況の中で、いろんなところのを一緒に持ってくるということは十分可能な話でございまして、そういう点で、6番の減免規定の中でこの運用については大きく検討していきたいというふうに思います。

○ 伊藤修一委員

最後にするけれども、シルバーさんやで間違いなとか、シルバーさんやで市の直営の仕事をしておるとか、そういうふうには思い込んで、そういうふうな瑕疵とか不作為が起こっておったんと違うやろうかという、この点だけきちっと委員会なり、また議会に説明す

る責任があると思う。

以上。

○ 中村久雄委員長

よろしく申し上げます。

ほか、ご質疑ございましたら。

○ 中森慎二委員

質疑じゃないんですが、もう意見は出尽くしたと思うので、委員長の進行をお願いしたいので、予算分科会にまた戻していただくなら戻していただいて、附帯をつけるならつける、要望するなら要望していくということでちょっと整理をしていただいたらどうかと思います。

○ 中村久雄委員長

今、中森委員から意見をいただきました。

○ 川村幸康委員

もう中森さんのので結構です。うやむや、曖昧とか、あれのないようにしてほしい。きちっとすっきりしように。極端なこと言うたら、シルバーなんて家の庭木剪定が一番多いわけやで、仕事で。それと公園とがごっちゃやで、それは搬入料と、どれだけ入れた量とか、整合性なんか調べようと思えば調べられると思うんやわな。やけど、そんなことせんでもええように、一遍きちっとクリアにして、制度的にそんなことのないように、業やったら業でも取ると、こういうような考え方でやっぱり方向性を決めていくべきやということだけ意見として言わせてもらうわ。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、所管事務調査としての意見は出尽くしたと判断いたします。

ここからは、所管事務調査を受けて、議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算のうち、エコパートナー委託事業費関係部分について、再審査の実施について協議をしたいと

思います。

再審査を実施すべきという方、また、しないという方の、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

○ 伊藤修一委員

ちょっと確認をしたいんやけど、この協議会の場でいろいろ質疑した内容というのは、当然、委員長報告には、これは協議会だから載らんわけや。その載らんとすると、やっぱりちょっと問題がないやろうかなと思って、逆に、委員長報告にはやっぱり書いてもらうべきやないかなと思っておるんやけど、その場合は、結局、どういう方法で載せていくことができるんかなと思うんやけど。

○ 川村幸康委員

もしよければ、皆さん、賛同が得られるなら、やっぱり公園除草を含めて、そういうごみ手数料の搬入のところの全部局にまたがることですので、そのため、複数の分科会にかかわる事項として、全体会審査に送る中で協議をしたらどうかなということをご提案したいんですけど、いかがでしょうか。

○ 中村久雄委員長

今の環境部に係る部分を一旦とじて……。

○ 川村幸康委員

全体会に、終わっていますから、審査は終わっておるのやで。

○ 中村久雄委員長

都市整備部の中での留保している部分の中で全体の……。

○ 川村幸康委員

公園除草やからあるわね、都市整備部。

○ 中村久雄委員長

全体会審査でほかの関係する部分もあるで、全体会……。

○ 川村幸康委員

今の協議会で出た議論を一遍議会でやるべきかなという。

○ 中村久雄委員長

そういう意見でございます。

○ 中森慎二委員

今、予算分科会の所管事務調査になっているので、この議論を予算分科会として採決をしたけれども、その議案に関連して、やっぱり追記の意見があるという部分は委員長報告に載せてもらえると思うんですよ。その場所で、採決は採決として認めておいて、附帯決議をその場所につけるならつけると、そういう整理をしてもらったらいんじゃないかと私は思うんですけど。

だから、採決まで戻らないかんという話なのか、採決はもう、委託の中にごみ処理費用が含まれていないような予算化をしてあると。それに基づく根拠は7番だという、理論的にはもう合っているわけですね。だから、それはそれとして、委員会としてもいろんな課題がほかにもあるということなので、その採決は担保した上で、ただ、附帯決議を含めた全体会で、私が思ったのは、クリーンセンターを利用しているごみ処理施設も各部局あるんだけど、直営なり業務委託もあるけれども、それとごみ処理、市の有償か無償かの条件についてやっぱり全般的に調べてみるという、その中で課題があれば整理をしていく必要があるんで、我々としては全体会をやりたいんだという附帯をつけていくというのも一つかなと私は思うので、そこら辺、ちょっと整理をしていただいて、一遍分科会に戻していただくという手続だけしてもらったらどうかと思うんです。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

それでは、もう皆さん、意見は出尽くして、いろんな意見が分かれたというふうに理解しております。このエコパートナー委託事業費関係部分についての再審査の実施について、これも採決で諮ってよろしいでしょうか。審査を戻すということを採決で諮る。

○ 諸岡党委員

戻すか戻さんかをみんなに諮る。

○ 中村久雄委員長

はい。みんなに諮る。

ということで……。

○ 諸岡党委員

結論としては、もう終わっているんだから、本来、戻ることはないのが大前提ですから、誰からも戻してほしいという意見がないんだったら、別にそんなもの、省略してもええと思うんですけど。

○ 中村久雄委員長

なるほど。

○ 諸岡党委員

戻してくれという人がおればみんなに諮るべきであって、誰もおらんのやったら諮らんでええ。

○ 中村久雄委員長

それでは、皆さんにお聞きします。議案第69号平成30年度四日市市一般会計予算のうち、エコパートナー委託事業費関係部分について、再審査を必要だと思われる方のご意見をお願いいたします。

○ 川村幸康委員

もうそれはええんや。その後言うておった全体会を、全体会でもう一遍審査する。

○ 中村久雄委員長

そうしたら、再審査が必要、再審査すべきという意見ではありませんので、環境部のこ

の所管事務調査はこれにて閉じたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

今からは理事者の入れかえがありまして、都市整備部に入っていきます。

それでは、留保しておりました議案第69号平成30年度一般会計予算、都市整備部所管部分について、全体会審査に送るべき事項について、委員の皆さんから提案がございました発言をお願いいたします。

○ 川村幸康委員

そうしたら、公園除草に係る業務関連の議論で、各部局に実施されているごみ処理手数料の減免の現状及び考え方の確認をする必要があるというふうに考えていますので、特に複数の分科会にかかわる事項として全体審査にいたしたいというふうに提案いたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、ご意見、よろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

結局、環境部も一緒のことですわな。

○ 川村幸康委員

一緒のことですな。

○ 中森慎二委員

一緒のことですね。

○ 伊藤修一委員

きょうの先ほどまでの協議会の内容は、委員長報告に上げる理由としてやっぱりきちっと明記して詳しく書いていただくということをお願いしたいと思います。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、先ほど提案のありました議案第69号平成30年度一般会計予算のうち、ごみ処理手数料の減免について、これは複数の分科会に係る事項としての全体会に送ることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。全会一致で全体会審査に送ることに決しました。

それでは、これにて当初予算の審査を……。

○ 樋口龍馬委員

全体会へ送るに当たって資料の請求を先にこの分科会だけでも集められるんだったら集めておいたらどうかなと思うんですが、私は、ちょっと都市整備部さんだけではなくて、環境部が免除で受け取っている事業がどれぐらいあるのか、リストを挙げていただきたいなというふうに思います。

○ 中村久雄委員長

環境部が免除でごみ処理を受け取っている事業ですね。

○ 樋口龍馬委員

はい。

○ 中森慎二委員

もう一つ、本当にその業務委託なり何なりにごみ処理料、入っておらへんのやろうとか、その辺をちょっと調べておいてもらわなあかん。

○ 中村久雄委員長

そのうちの委託した部分で、ちゃんと委託の内容でごみ処理手数料も出していないか。

○ 中森慎二委員

業務委託のように、出入りとしては成立をしているかね。

○ 伊藤修一委員

だから、保育園とか老人センターとか、いろんなどころの表みたいなものやね。

○ 中森慎二委員

そうそう。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

この資料の請求は……。

○ 川村幸康委員

シルバーもそうやわな。シルバーは難しいな、あれ。だから、庭木の剪定、頼みますやん。あれ、残渣の処理代が入っておるのやわな、作業料と。業で受け取っておるのやわな、あれは。処理代がな。だけど、わからんもん。シルバーがただって言うておるんやでさ。

○ 諸岡覚委員

1万円ほどしますよ。

○ 川村幸康委員

ということなんで、やっかいやなと思うておるけど、やっぱりちょっと明確にするなり、さっぱりせなあかんと思う。市民にも影響が出てくることやと思うわ。逆にいったら、市民の庭木を刈ってもらうことが、俺が危惧しておるのは、民間の庭木屋さんは取っておるのや。クリーンセンターも。そうすると、シルバーに頼んだほうが安いじゃん。今、庭木屋に頼むと、家のやつ、二、三十万円取られても、そのうちの処理代のほうが今、高なってきたおるんや、だんだんと。そうすると、シルバーへ頼んだほうが安いという話に今なっておるの、実はな。だから、みんな今、民間の庭木屋さんに頼まんとシルバーへ頼むほうが多くなってきておるで、どこの家も。金が安いということで。そうすると、やっぱりそれはどこかでさっぱりすべきやな。民間並みにシルバーにもやっぱり負担願って、市

民から取るということにもなるんかもわからんし、この辺、不公平感、ややこしいデリケートな問題やろうけどね。ちょっとメスを入れてもらわんとあかんのかなと思って。

○ 中村久雄委員長

それはシルバー人材センターの事業ですもんね。だから、環境部がそれをちゃんと取っているかどうかというセンサスがないですね。その辺の……。

○ 中森慎二委員

シルバー、使っておるところ、あるか。

(発言する者あり)

○ 諸岡覚委員

それは業者が下請にシルバーさんを使うんじゃないですか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

今、資料請求、みんな環境部のほうですけど、環境部の免除しているもの、免除しているごみ処理を全般的に、そのうちの委託しておる部分の出入りがちゃんとしているか、あと、シルバー人材センターの業務の中できっちりとごみ処理手数料を取っているかどうか確認できる資料というところ、3点でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ということで、これは全体会に行くということで、今の協議会の内容も、全体会に送る理由としてしっかり委員長報告に書き込むことができると思いますので、ありがとうございます。

それでは、当初予算の審査は以上で終了いたします。

理事者の入れかえを行います。委員の皆様、そのままお待ちいただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

どうもお疲れさまでございました。

それでは、ここからは平成29年度第1回、第2回四日市市人権施策推進懇話会と平成29年度第1回四日市市同和行政推進審議会が開催されておりますので、所管事務調査として当委員会が所管する部分の説明を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 須藤人権・同和政策課長

総務部人権・同和政策課の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、所管事務調査ということで、所管分に係るところのご説明ということでさせていただきます。

資料のほうですが、タブレットのトップページのところから、05都市・環境常任委員会、12平成30年2月定例月議会の09総務部（所管事務調査資料）をごらんください。

○ 中村久雄委員長

資料、よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 須藤人権・同和政策課長

68分の2をごらんください。

当課が所管いたします人権施策推進懇話会においては、第1回を平成29年7月24日に、第2回を平成30年1月17日に開催いたしました。また、四日市市同和行政推進審議会においては平成30年1月29日に開催いたしましたので、それぞれをご報告させていただきます。

まず、第1回人権施策推進懇話会についてのががみをめくっていただきますと、4ページのほうに委員の主な意見など記載いたしました当日の開催概要が整えてございます。

この概要の中で、これまでの懇話会の経過、あるいはプランに基づく事業等を書かせていただいております。

その下に当日の委員の主な意見というのがございます。例えば、四つほどチョボがございしますが、三つ目、各地域における防災訓練の際には、女性、妊産婦、子供、高齢者、障害者、外国人など、災害時に配慮が必要な人々に対する配慮や取り組みについて、周知啓発に努めるよう、意見をいただいたところでございます。

人権施策推進懇話会では、総事業数177事業に関して、その進捗状況等を確認していただきながら、外部評価報告書の案をこの第1回目でもとめていただいたところでございます。

資料につきましては、5ページから31ページに整えさせていただきます。

次に、68分の32ページ、第2回の人権施策推進懇話会についてのががみをめくっていただきますと、第1回と同様に、33ページに当日の開催概要をまとめてございます。

第2回につきましては、先ほどの第1回の人権施策推進懇話会でいただいたご意見をまとめた外部評価報告書の案につきまして、各委員の皆様からご議論をいただいたところでございます。

同じように、委員の主な意見のところ、チョボ三つ目ですけれども、人権に関する相談事業を実施するに当たり、当事者にとって利用しやすい日時の設定や相談に来やすい工夫をするなど、当事者の視点に立った姿勢で取り組むことが重要であるとの意見をいただいたところでございます。

当日の資料につきましては、34ページから40ページのほうに整えさせていただきます。

最後に、68分の41ページ、四日市市同和行政推進審議会についてのががみをめくっていただきますと、42ページのほうに当日の開催概要をまとめさせていただきます。

こちらのほうも同じように、審議会のこれまでの経過、あるいは審議内容等を書かせていただいた下に、委員の主な意見というのをまとめさせていただきますが、特にチョボの三つ目、市営住宅の一般化に向けての取り組みに関し、当該市営住宅の経緯や地域活動について十分な理解を求めることが重要であるとの意見をいただいております。

また、一番下ですが、情報化の進展に伴う差別の現状を受け、人権啓発に関する情報発信が今後より重要になるとの意見をいただいたところでございます。

資料につきましては、その後、43ページから最終68ページに整えてございます。

審議会では継続的に審議いただいております教育と就労及び市営住宅に関して、また、平成28年12月に施行された部落差別解消推進法を受けて、相談、教育、啓発に関してこれまで実施してきた事業と基本方針（案）に関してのご意見をいただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これより委員の皆様からご質疑をお受けいたします。

○ 川村幸康委員

一つ目の人権施策懇話会、これも十年来、この形式をとっておると思うんやけど、作業の推進プランの管理表、もう少し工夫できやんかなと思うて。特に去年、今、議会もつくっておるのは何や。障害者差別解消法の特別委員会でやっているけど、それに伴ってどうするかとか、部落差別のできた法、3法できたわな、これで三つ。それに連動した形にちょっと工夫するべきやな。もっと具体的に背景と期間とを絞って、1、2、3、4つあるやん。十分効果が上がっていく、おおむね期待が上がっているけど、さらに実施、3、期待した効果が必ずしも上がっていない、4番、単年度で効果が判断できないって、来たように判を押してやっているけど、もっとそうではなくて、5年なら5年計画でこのことだけはきっちりやっていくとか、これはあってはならんことやで、今すぐにでも解消するためにどうすべきかとか、もうちょっと仕事のしぶりをきちっとやっていかなあかん。

今、私がなかなかこれ、エンジンがかかって具体的に上がらんと思うておるのが、今の仕組みやと思うのやわ。それぞれ障害者なり男女なりって課はあるけど、ここが取りまとめっていうんやけど、特に私が見ると、同和問題の行政推進審議会だけは、ほとんどこれ、もう15年前と一緒やわ、書いてあることが。15年間進んでいないということはどう見るかやわ。意見は求めてへんで、やっぱり15年前から思考停止になっておるんや、これ。

というのは何かといたら、残事業が終わってしまってから、特措法が終わって、予算措置もないもんで、四日市市としては同和行政がなかなか進めていないということやさ。だから、住宅行政一つとってもそうやし、教育、就労にとっても、これからどうやるべき

かということで課題も出ておるし、差別もあるということもあるんやで、そうしたら、四日市市としてちょっとこれはどういうふうな仕事ぶりをしていくかということを実際に考えやんと、ますますこれからの時代はそういった課題が行政にとってはマイナスになるわけやで、ちょっとこれ、この1年ぐらいで特に気にするのは、全部局に向けて説明してあれているけれど、予算措置がされていないんやわな、全て。何で予算を、予算がなかったら、行政って仕事できやんわな。人もするのやけど、そのための政策がないもんでや。政策がありゃ、人の配置と予算どりして、こういう仕事を進めましょうということやさ。それが今、予算どりしておるのは、ほとんどが相談機能の充実ぐらいだけで、あと何もしてへん。もうちょっと違う仕事がたくさんあるはずなんやで、特に特措法が終わってからのハード事業が終わったというけど、ハード事業ですべきことはあるはずなんやで、その現状と課題をきちっとやっぱり洗い出さなよ。もともと平成14年ぐらいのときにあったような残事業での計画をもう一遍きちっとやらんとあかんわ。これは私もこれからちょっと馬力入れて言うていくけどさ。そういうことを考えてほしい。

それから、住宅の位置づけがちょっとようわからんのや、今な。特措法じゃないけれども、特目になっておるけど、本来、法律的にはもう特目はないんやで、それを四日市市が特目で残しておることが差別政策やないかと言われたら、そうともとれるわけやで、やっぱり特目はもう一般施策に行くんなら、どう行くんかということをもう少し、地域と話すということよりも、主体はどこにあるのかということを考えてもろうて、市にあるわけやろう、責任は。だから、市としてやっぱり考え方を持って、特目にも当たってほしいわ。

もう意見で。以上です。

○ 中村久雄委員長

貴重なご意見をいただきましたと思います。ご意見を参考に、ぜひまた検討をお願いしたいと思います。

ほかの委員の皆さんからご質疑ございませんか。

○ 川村幸康委員

もう一個だけちょっとええ。聞かせて。これ、北口さんが来ておるほうのやつやけど、天白は来てないけど、抜けたんか、脱退したんか、これ。天白の人は入っていないけど、

メンバーに。4地区で天白だけ入ってないやろう。たまたま抜けたんけ。

○ 須藤人権・同和政策課長

審議会のほう。

○ 川村幸康委員

審議会のほう。メンバーに入っていないけど。来れなかっただけか。

○ 須藤人権・同和政策課長

メンバー、二つ目にありますので。

○ 川村幸康委員

ああ、おるのか。これ、見やんだ。副会長か。わかった。

○ 中村久雄委員長

いいですか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 中村久雄委員長

天白の方は副会長ということですね。

ご質疑、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

じゃ、これにて本件はこの程度といたします。

所管事務調査を終了します。お疲れさまでございました。

ここでインターネット中継は終了となりますので、事務局にお願いします。

あと、委員の皆さんにはもう少し協議事項があるんですけど、このまま続けてよろしいか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、その他として、2月定例会議会の議会報告会についてを議題といたします。

平成30年の3月27日火曜日、午後6時半から、常磐地区市民センター2階の大会議室で行うことが決まっております。シティ・ミーティングのテーマとしましては、交通施策についてということでございます。司会は豊田副委員長がやっていただくと確認したと思えますけれども、議案の説明者の役割分担、部局ごとについての協議をお願いいたします。

前回の決算議会での役割分担の裏番で、今回説明いただく方は、川村委員、中森委員、諸岡委員の予定でございます。上下水道、環境部、都市整備部、どこの部局を担当していただくか、本日決めていただけますか。

○ 川村幸康委員

説明で予算やあんなん、全部するの。

○ 中村久雄委員長

いやいや、全部はできませんが、10分程度。

○ 諸岡覚委員

概略だけ……。

○ 中村久雄委員長

概略。やっぱり一つの事業やったり、二つの事業でわかるように説明していただきたいなど。

○ 川村幸康委員

それなら、環境。

○ 中村久雄委員長

環境部という声がありますけど、ほかの皆さん、ちょっと待ったという声はかかりませんか。

○ 諸岡 覚委員

それなら、私、上下水道で。

○ 中村久雄委員長

上下水道。それなら、中森さん、都市整備でよろしいか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

それでは、上下水道局を諸岡委員、環境部を川村委員、都市整備部を中森委員でご説明いただくということに決定しました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、4 常任委員会の報告会についてということを議題にします。

平成30年4月26日の木曜日、午後1時から、4 常任委員会の報告会があります。

○ 川村幸康委員

いつ。

○ 中村久雄委員長

4月26日木曜日。

○ 川村幸康委員

特別委員会の日。

○ 中村久雄委員長

午後1時から。

ここでの資料や説明者を確認したいと思います。参考までに、昨年度は、資料は所管事務調査報告書を取りまとめたもの、説明は正副委員長、質疑がありましたら全員で対応ということが昨年のパターンですけど。

○ 伊藤修一委員

前回どおり。

○ 中村久雄委員長

前回どおりでよろしいか。いいですか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

わかりました。じゃ、そういうことにさせていただきます。

資料なんかも正副一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

次、平成29年度都市・環境常任委員会の年間白書について、この年間白書の作成については、その他委員会において必要と認める事項がないかを確認したいと思います。

○ 川村幸康委員

一任。

○ 中村久雄委員長

正副一任でよろしいか。年間白書。

○ 諸岡覚委員

一任で案をつくっていただいて、案をまた配付だけしていただければいいんじゃないですか。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか、それで。

○ 中森慎二委員

それで結構なんですけど、もう一つ、議会報告会とか議案に対する市民意見でいろんな意見が出てきているんですけど、それを委員会としてどう対応してきたかということは私は重要なことだと思うんで、そこら辺もちょっとわかるように整理いただければいいんじゃないですか。

○ 中村久雄委員長

年間白書やからね。我々が市民の意見をどう対応したかということ。ありがとうございます。

そういうことを含ませていただいて、正副一任という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、案がまとまりましたら、皆さんにご確認をいただくという形をとらせていただきます。

それでは、冒頭に皆さんにお聞きしました閉会中の所管事務調査についてを議題と、閉会中の所管事務調査は行うになっておったんやな。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

まず、確認ですね。

閉会中の所管事務調査を行うかどうかを皆さんに確認したいと思います。

所管事務調査、行いたい項目、ございましたら、ご意見を賜ります。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしという声が出ましたけど、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、閉会中の所管事務調査は行わないということに決めます。

そして、閉会中の所管事務調査は行いませんので、議会報告会は3月末に行います。その市民意見のまとめの確認について、これを確認する時間がないんですけど、これをメール等で配信して、内容を確認していただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

確認します。

この委員会、4日間お疲れさまでございました。分科会長、委員長報告について、正副委員長一任でお願いしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

この4日間、お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

11 : 42 閉議